

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
保安林の指定の解除(造林課)
保安林の指定予定(〃)
- ◇ 告 示 鳥取県松くい虫被害対策実施計画の変更(〃)
開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

告 示

鳥取県告示第四百二十九号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)

第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	題 号	行 行 類	表示された発
			記号等	行所名
4039	雑誌その他 の刊行物	SWEET TIME	ISBN 4-06-204 646-36- BX 24	エスケイター出版
4040	〃	美少女迷宮	雑誌 01 4 2 8 E X-15	エスケイター出版
4041	〃	君だけに愛を	雑誌 AW-13	ADWORK
4042	〃	可愛いい魔女	雑誌 AW-15	ADWORK
4043	〃	スレスレ	ISBN 06-2532 -BW04	アド・ワーク
4044	〃	Candy	BP-6	アリス出版
4045	〃	マウスベッタ	LJ-7	アリス出版
4046	〃	受精花	3 0 5 A -01	Do 企画
4047	〃	SPERKLE	HM-6 -L	Do 企画
4048	〃	FREAK	ST-6 -L	Do 企画

4049	"	密尻天使	MD—H C	Do 企画
4050	"	Milkey	MK—6 L	Do 企画
4051	"	アッパル写真館 11月増刊号 元氣のぞるマガジン No.1	雑誌 0144 8—11	三和出版株式会社
4052	"	ザ・裏マガジン 12月増刊 特集・裏天国	雑誌 0042 0—12	ビデオ出版
4053	"	アッパル通信 2月号	雑誌 0155 9—2	三和出版株式会社
4054	"	ザ・ナイス MAGAZINE 2月号	雑誌 0140 0—2	株式会社司書房
4055	"	ザ・ヒット MAGAZINE 2月号	雑誌 1413 5—2	三和出版株式会社
4056	"	美少女CLUB 2月号	雑誌 0763 5—2	株式会社サン出版
4057	"	HARDギヤル 5月号	なし	三共図書出版社
4058	"	ビデオグラフィック 5月号	雑誌 0133 7—5	株式会社浪速書房
4059	"	オレソジ写真 6月号	なし	三共図書出版社
4060	"	極上写真ギヤルズストーリー 6月号	なし	三共図書出版社
4061	"	ザ・ベッツ MAGAZINE 6月号	雑誌 1405 7—6	株式会社大洋書房
4062	"	セクシーグラフィック 6月号	雑誌 0551 3—6	株式会社サン出版
4063	"	ルンロン写真 6月号	なし	三共図書出版社
4064	"	VIDEGAL通信 40	なし	不明

鳥取県告示第四百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市大篠津町字御崎川尻六七一の一、六七一の二、六七一の三、六七一の一五、六七二の六、六七三の三

二 保安林として指定された目的
湖害の防備

三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第四百三十一号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡羽合町大字野字西又一 一九六三の五、一九六三の二〇（次

の図に示す部分に限る。）、一九六四の一、一九六五、字西峯一八九七
 の一、一八九七の四、一九〇二の一、一九〇七、一九一〇

二 指定の目的
 公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。
 (二) 主伐として伐採することができる立木は、倉吉地域森林計画で定
 める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥
 取県農林水産部造林課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百三十二号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条第一
 項の規定に基づき、鳥取県松くい虫被害対策実施計画を変更したので、同
 条第四項の規定により告示する。

その関係書類は、鳥取県農林水産部造林課及び各地方農林振興局に備え
 置いて縦覧に供する。

平成三年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百三十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年
 法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年一月十七日 鳥取県指令受鳥土維第四百八十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市大杵字六反田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市富安一丁目一四三

マキタ建設株式会社

代表取締役 牧田俊彦

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に
 関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の
 規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に
 関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定に
 よる

り告示する。

平成三年五月十四日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	エンゼル三	マルホン工業株式会社
	くるちゃん	
	ダブルセブンスー	株式会社三國

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成3年5月14日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

1 講習の種類

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成3年6月20日 午前10時30分から 午後4時00分まで	米子市糺町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	倉吉、八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
	平成3年6月4日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市糺町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

区 分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成3年6月11日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会議室	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者
	平成3年6月28日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会棟3階大会議室	岩美、鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

<p>鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの</p> <p>(2) 経験者講習</p> <p>鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの ア 現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者</p> <p>イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者</p> <p>ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して 3 年を経過している者</p> <p>4 講習時間及び講習課目</p> <p>(1) 講習時間</p> <p>ア 初心者講習 4 時間</p> <p>イ 経験者講習 2 時間30分</p> <p>(2) 講習課目</p> <p>ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令</p> <p>イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い</p> <p>5 考査</p> <p>初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を 1 時間行う。</p> <p>6 受講申込手続</p> <p>所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。</p> <p>7 講習受講手数料及びその納付方法</p>	<p>(1) 講習受講手数料</p> <p>ア 初心者講習 3,000円</p> <p>イ 経験者講習 1,500円</p> <p>(2) 納付方法</p> <p>(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。</p> <p>8 携行品</p> <p>筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆）</p>
--	--